

## 大田原市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市がインターネット上に公開しているホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載について、大田原市広告事業実施要綱（平成23年告示第98号）及び大田原市広告事業掲載基準（平成23年11月1日実施）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載場所)

第3条 広告の掲載場所は、市ホームページ中の市長が指定する場所とする。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1月を単位とする月の初日から末日までとし、1回の申込みにつき連続する12月の期間内の掲載とする。

(広告掲載料)

第5条 広告を掲載するための料金（以下「広告掲載料」という。）は、1枠につき別表のとおりとする。

2 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、第9条第1項の規定による広告掲載の決定を受けたときは、掲載が決定された期間分の広告掲載料について、事前に一括して納付しなければならない。

(広告デザイン等の費用)

第6条 広告のデザイン、作成等に要する費用は、申込者の負担とする。

(掲載停止時の広告掲載料返還及び補償)

第7条 市は、次の各号のいずれかに該当し、広告の掲載が一定期間停止した場合であっても、当該停止による広告掲載料の返還及び損害の補償は行わないものとする。

- (1) 市のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等
- (2) 天災その他の災害
- (3) 悪意を持つ第三者によるサーバその他市のコンピュータへの不正アクセス

(掲載の申込み)

第8条 申込者は、大田原市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、掲載を希望する日の1月前までに市長に提出するものとする。

- (1) 広告原稿
- (2) 広告主の業務内容が分かる書類（新規の申込みの場合に限る。）
- (3) 市町村が発行する納税証明書（本市に本店又は事業所等を置く申込者を除く。）

2 前項第1号の広告原稿は、電子メールで提出するものとする。

(掲載の可否の決定)

第9条 市長は、前条の申込みがあったときは、原稿等の内容を精査し、掲載の可否を決

定するとともに、その結果を大田原市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をする場合において、必要な条件を付し、及び広告の仕様の修正等を指示することができる。

（広告主の義務）

第10条 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 広告主の名称、連絡先等に変更が生じる場合
- (2) 広告原稿、リンク先ホームページアドレス等に変更が生じる場合
- (3) 広告を取り下げる場合

2 広告主は、前項第2号に該当するときは、市長が指定する期日までに、大田原市ホームページ広告掲載変更申込書（様式第3号）を提出しなければならない。この場合において、広告原稿を変更するときは、変更後の広告原稿を添付するものとする。

（複数広告申込の禁止）

第11条 申込者は、同じ期間に2つ以上の広告を申し込むことはできない。

（画像の仕様）

第12条 広告掲載枠1枠当たりの広告原稿の画像の仕様は、次のとおりとする。

- (1) サイズは、縦50ピクセル、横150ピクセルとし、容量は4キロバイト以内とする。
- (2) 形式は、G I F又はJ P E Gとする。
- (3) 背景と文字とのコントラストを十分にとり、解像度についても文字等が鮮明に見えるように配慮するものとする。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から実施する。

附 則（平成29年4月1日）

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（令和4年4月1日）

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要領の実施の際この規定による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要領の実施の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和6年2月29日）

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

附 則（令和8年3月31日）

この要領は、令和8年4月1日から実施する。

別表（第5条関係）

広告掲載料

掲載期間	金額
1月	5,000円
6月連続	25,000円
12月連続	50,000円